

特定個人情報の取扱いに関する管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の適切な管理のための措置を講ずるに当たり遵守すべき行為、判断等の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月江戸川区規則第36号）第2条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条の定めるところによる。

(総括保護管理責任者)

第3条 江戸川区（以下「区」という。）における全ての保有特定個人情報の管理に関する事務を総括する責任者として総括保護管理責任者を置き、副区長をもって充てる。

2 総括保護管理責任者は、各機関における保有特定個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理責任者)

第4条 保有特定個人情報を取り扱う各課、学校等に、保有特定個人情報の適正な取扱いに関する責任者として保護管理責任者を置き、当該課の長、学校長又はこれに代わる者をもって充てる。

2 保護管理責任者は、次の事務を行う。

(1) 特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割の指定

(2) 各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲の指定

(3) 次の組織体制を整備すること。

ア 事務取扱担当者が本管理規程その他関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理責任者への報告連絡体制

イ 特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制

ウ 特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

エ 特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(監査責任者)

第5条 保有特定個人情報の管理状況について監査を実施するため、監査責任者を置き、総務部長をもって充てる。

(教育研修)

第6条 総括保護管理責任者は、保有特定個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護

に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 保護管理責任者は、保有個人情報の適切な管理のために、前項の教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第7条 職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び番号利用法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理責任者及び保護管理責任者の指示に従い、保有特定個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 職員は、特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が管理規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理責任者に報告しなければならない。

(アクセス制限)

第8条 保護管理責任者は、保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有特定個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有特定個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第9条 職員は、業務上の目的で保有特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理責任者の指示に従い行う。

- (1) 保有特定個人情報の複製
- (2) 保有特定個人情報の送信
- (3) 保有特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為（誤りの訂正等）

第10条 職員は、保有特定個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、保護管理責任者の指示に従い、保有特定個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、施錠等を行う。

(廃棄等)

第12条 職員は、保有特定個人情報又は保有特定個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、情報システム機器の廃棄等におけるセキュリティ確保に関するガイドラインを参照の上、保護管理責任者の指示に従い、当該保有特定個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去及び当該媒体の廃棄を行う。

(特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第13条 保護管理責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第14条 保護管理責任者は、個人番号の利用に当たり、番号利用法及び江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成27年10月江戸川区条例第49号）により定められた事務に限定して利用する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第15条 保護管理責任者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第16条 保護管理責任者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号利用法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第17条 保護管理責任者は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第18条 保護管理責任者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(情報システムに係る安全の確保等)

第19条 情報システムに係る安全の確保等については、江戸川区情報セキュリティポリシーに定める。

(保有特定個人情報の提供)

第20条 保護管理責任者は、番号利用法第19条各号の規定に基づき区以外の者に保有特定個人情報を提供する場合には、外部提供記録票に記録することとする。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行う場合は、この限りでない。

2 保護管理責任者は、番号利用法第19条各号の規定に基づき区以外の者に保有特定個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 保護管理責任者は、番号利用法に定められた場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第21条 保有特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務内容に照らして委託する保有特定個人情報の範囲を必要最小限にするとともに、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、番号利用法に基づき区が果たすべき安全管理措置と同等

の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、必要な措置を講ずる。また、契約書に江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第6条第3項各号に規定する事項を明記する。

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、前項の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、委託する業務に係る保有特定個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や特定個人情報の管理状況について、少なくとも年1回は、原則として実地検査により確認する。
- 3 委託先において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は自ら前項の措置を実施するものとし、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う保有特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。保有特定個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が更なる再委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 保有特定個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(事案の報告及び再発防止措置)

第22条 特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が管理規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有特定個人情報を管理する保護管理責任者に報告する。

- 2 保護管理責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずる。
- 3 保護管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理責任者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を江戸川区長に速やかに報告する。
- 5 保護管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。
- 6 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

(外的環境の把握)

第23条 外国において保有特定個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(監査の実施)

第24条 監査責任者は、保有特定個人情報の管理の状況について、定期又は随

時に監査を行い、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

(点検の実施)

第25条 保護管理責任者は、自ら管理責任を有する保有特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

(見直しの実施)

第26条 総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、保有特定個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、総括保護管理責任者が別に定める。

付 則

この規定は、平成27年10月5日から施行する。

付 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。